

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会  
横浜市立桂台小学校  
校長 渡邊 勉

## 5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとしました。

なお、一斉臨時休業の延長期間についても「緊急受入れ」「校庭開放」については実施しません。また、児童の学習や生活の様子を把握するために学校から電話連絡等を行います。また、ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。ご活用いただくようお願いいたします。

### 1 臨時休業期間 5月11日（月）～5月31日（日）

- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

### 2 緊急受入れ実施日 5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く） 8：15～14：30

- 緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」です。
- 1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。また、障害等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。
- 11日以降の緊急受入れカードについては、学校HPにあるので印刷して使用してください。印刷できない場合は、受入れ初日に学校でお渡しします。事前にお電話にて「緊急受入れ」希望の旨のご連絡をお願いします。
- 1年生は、原則として保護者等の送迎をお願いします。
- 学習に必要なもの、検温した健康観察票を毎回持たせてください。
- 昼食を持たせてください。
- 児童はもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいる場合、大事を取って緊急受入れの利用をご遠慮ください。

### 3 校庭開放実施日 1～3年生は5月14日（木）28日（木） 9：30～10：30 4～6年生は5月15日（金）29日（金） 9：30～10：30

- 全学年が対象です。緊急受入れで登校している児童も対象になります。
- 汗を拭くためのハンカチやタオル、水筒、帽子、検温した健康観察票を持たせてください。
- 受付時間が9：20～9：30です。参加する場合は、この時間に昇降口の受付に来てください。
- 1年生は、原則として保護者等の送迎をお願いします。
- 学校へ来る時は、歩いてきてください。（自転車等は不可）また、行き帰りは寄り道をしないようにしてください。
- 雨天の場合は、校庭開放を中止します。中止の場合は、メール配信にて当日9時までにお伝えします。

#### 4 児童の心身の状態の把握について

- 児童の学習や生活の様子を把握するために、電話連絡を行います。全児童を対象にしているため兄弟関係があっても、それぞれの担任からご連絡させていただきます。保護者の方だけではなく、お子様ともお話をさせていただきます。着信があった際には折り返しお電話をいただければと思います。

|             |        |        |        |        |        |        |             |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 11・12日(月・火) | 13日(水) | 14日(木) | 15日(金) | 18日(月) | 19日(火) | 20日(水) | 28・29日(木・金) |
| 1年生         | 4組     | 2年生    | 3年生    | 4年生    | 5年生    | 6年生    | 1年生         |

- 児童の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望される場合は、ご連絡（電話891-8000）ください。面談、家庭訪問等、ご希望に応じて行います。

#### 5 一斉臨時休業期間中の学びの保障について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってまいりましたが、休業期間中も継続します。t v k (テレビ神奈川)による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyoikukoho/200410dogahaishin.html>

#### 6 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

##### (1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

##### (2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

#### 7 6月1日(月)以降について

6月1日(月)以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。

#### 8 学習課題について

- 各学年の課題を学校のHP上・メール配信にてお知らせします。印刷して取り組んでください。ご家庭で印刷できない場合は学校に取りに来ていただくようお願いいたします。(毎週月曜日に更新する予定です。)

- 各学年から出された課題につきましては、授業再開後に提出をお願いします。また、一緒に添付されているチェックカードを活用していただき、お子様の学習進度を確認していただきますようお願いいたします。また、再開後はチェックカードの提出もお願いします。